

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	都市再生特別措置法の一部を改正する法律案		
担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課 国土交通省住宅局市街地建築課	電話番号: 03-5253-8406 電話番号: 03-5253-8116	e-mail: g_CRB_MDS@mlit.go.jp e-mail: g_HOB_SKE@mlit.go.jp
評価実施時期	平成 24年2月3日		
規制の目的、内容及び必要性等	本特例により備蓄倉庫等が迅速に整備され、もって、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図る。		
	法令の名称・関連条項とその内容	【法令案の名称】都市再生特別措置法の一部を改正する法律案 【関連条項との内容】 ・都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容積率の特例(第19条の17)	
想定される代替案	都市再生安全確保計画に記載された都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等について、建築審査会の同意が必要な特定行政庁の許可により、容積率を緩和できるとする。		
規制の費用	費用の要素		代替案の場合
(遵守費用)	建築主による当該規制案の容積率特例のための認定申請に要する費用	建築主による建築基準法第52条第14項に基づく容積率緩和の許可申請に要する費用	
(行政費用)	特定行政庁による当該規制案の容積率特例のための認定に関する事務に要する費用	・特定行政庁の容積率緩和の許可に関する事務に要する費用 ・建築審査会の同意に関する事務に要する費用	
(その他の社会的費用)	特になし	特になし	
規制の便益	便益の要素		代替案の場合
	都市再生安全確保計画への記載を前提として、建築審査会同意手続を不要とし、備蓄倉庫、非常用発電設備等がより迅速に整備される。	備蓄倉庫、非常用発電設備等が整備される。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	当該規制案とベースラインとを比較すると、都市再生安全確保計画への備蓄倉庫等の記載をすれば、建築審査会の同意が不要な特定行政庁の認定により備蓄倉庫等が迅速に整備されることとなる。 当該規制案と代替案とを比較すると、建築審査会の同意が不要な特定行政庁の認定により備蓄倉庫等が迅速に整備されることとなる。 したがって当該規制案の便益は費用を上回ると言える。		
有識者の見解その他関連事項	人口・機能集積エリアにおけるエリア防災のあり方とりまとめ(平成23年12月都市再生の推進に係る有識者ボード 防災WG)(抄) 「大規模災害時において、建築物等の滞在者が、一時的退避を行う退避スペース及び当面の期間の滞在をするための備蓄等が確保された退避所が、エリア内に十分に確保されることが必要である。」		
レビューを行う時期又は条件	①【実施方法】 平成29年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。 ②【実施時期】 法附則第4条において、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。		
備考			